

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，
若年受刑者を対象とする処遇内容の
充実，少年院受刑の対象範囲及び若年
受刑者に対する処遇調査の充実
（検討課題等）

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（検討課題等）

第1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

考えられる施策の概要

刑事施設において，次のように少年院の知見・施設を活用して，若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図る。

- ① 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- ② 特に手厚い処遇が必要な者について，少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し，社会生活に必要な生活習慣，生活技術，対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

第2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

考えられる施策・制度の概要

1 次のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図る。

- ① 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
- ② 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど，調査内容を充実させる。

2 処遇調査において，鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を「20歳未満」から引き上げる。

【検討課題】

- 鑑別の対象とする受刑者の年齢の上限
 - ・ 刑事施設における「Y指標」指定の年齢を参考として26歳とすべきか，少年院における収容継続が可能な年齢を参考として23歳とすべきか。
 - ・ 柔軟な運用を可能とするため，「おおむね●歳未満」とするべきか。

第3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

考えられる制度の概要

1 若年受刑者に対する処遇原則として次のような内容の明文規定を設ける。

若年受刑者に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては，その者の年齢，精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ，その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。

2 受刑者に対する社会復帰支援について次のような内容の明文規定を設ける。

- (1) 刑事施設の長は，受刑者の円滑な社会復帰を図るため，釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては，その意向を尊重しつつ，次に掲げる支援を行うものとする。

- ① 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
 - ② 医療及び療養を受けることを助けること。
 - ③ 就業又は修学を助けること。
 - ④ ①から③までのほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
- (2) (1)の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。
- (3) 刑事施設の長は、(1)の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

【検討課題】

1 若年受刑者に対する処遇原則

- 若年受刑者の範囲
 - ・ 年齢を具体的に規定するか。
- 具体的内容
 - ・ 踏まえるべき事情、努めるべき内容をどのようなものとするか。

2 受刑者に対する社会復帰支援

- 支援の内容
 - ・ 支援の具体的内容をどのようなものとするか。
- 支援の実施方法
 - ・ 支援の実施方法をどのようなものとするか。